

# 令和3年 第4回 安芸太田町議会臨時会会議録

令和3年8月20日

招集年月日	令和 3 年 8 月 20 日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和3年8月20日午前11時10分			議 長	中本 正廣
	閉 会	令和3年8月20日午前11時56分			議 長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	角 田 伸 一	○	7	影 井 伊久美	○
	2	斉 藤 マユミ	○	8	田 島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢 立 孝 彦	○
	4	小 島 俊 二	○	10	津 田 宏	○
	5	末 田 健 治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大 江 厚 子	○	12	中 本 正 廣	○
会議録署名議員	5 番	末 田 健 治		6 番	大 江 厚 子	
職務のため議場に出 席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書記	小 田 和 子	
地方自治法第 121条により説明 のため出席した者 の職氏名	町 長	橋 本 博 明		教 育 長	二 見 吉 康	
	副 町 長	小 野 直 敏		教 育 次 長	園 田 哲 也	
	総 務 課 長	長 尾 航 治		教 育 課 長	瀬 川 善 博	
	総 務 課 主 幹	三 井 剛		—	—	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	児 玉 裕 子		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	産 業 観 光 課 長	菅 田 裕 二		—	—	
	建 設 課 長	武 田 雄 二		—	—	
健 康 福 祉 課 長	伊 賀 真 一		—	—		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

令和3年8月20日

	諸般の報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて
議案第55号	工事請負契約の締結について
議案第56号	財産の取得について
議案第57号	令和3年度安芸太田町一般会計補正予算（第2号）

令和3年第4回 安芸太田町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

令和3年8月20日

日程	議案等番号	件 名
第1		諸般の報告
第2		会議録署名議員の指名
第3		会期の決定
第4	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて
第5	議案第55号	工事請負契約の締結について
第6	議案第56号	財産の取得について
第7	議案第57号	令和3年度安芸太田町一般会計補正予算(第2号)

令和3年第4回臨時会  
(令和3年8月20日)  
(開会 午前11時10分)

○中本正廣議長

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和3年第4回安芸太田町議会臨時会を開会いたします。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

---

#### 日程第1. 諸般の報告

○中本正廣議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から、お手元に配付のとおり議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明のため出席を要求した者は、町長、教育長です。なお、同条の規定によって町長及び教育長から説明員を委任したことについて、お手元に配付した写しのとおり通知がありました。監査委員から5月末及び6月末現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は、議会事務局に保管していますので、ご覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第2. 会議録署名議員の指名

○中本正廣議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、5番末田健治議員及び6番大江厚子議員を指名いたします。

---

#### 日程第3. 会期の決定について

○中本正廣議長

日程第3、会期の決定について議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日8月20日の1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は1日間に決定いたしました。

---

#### 日程第4. 承認第1号

○中本正廣議長

日程第4、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

失礼いたします。提案理由の説明をさせていただきます。承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、町が管理する町道畑ヶ谷溝口線において、自動車走行中に穴にはまってパンクした事故について、地方自治法第179条の第1項の規定により、専決処分をしたので同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。詳細につきましては担当課長から説明をいたします。

○中本正廣議長

総務課長。

○長尾航治総務課長

専決処分書において読み上げをもって、詳細説明とさせていただきます。損害賠償の額の決定及び和解について。令和3年5月24日午後5時30分頃、町が管理する町道畑ヶ谷溝口線、安芸太田町大字平見谷563番地2地先において、自動車走行中に穴にはまってパンクした事故について、地方自治法第179条の第1項の規定により、次のとおり専決処分をするものでございます。1、本件事故による損害賠償額として、安芸太田町が74,272円を支払う。2、本件事故に関し、その他一切の費用等は双方とも請求しない。3、上記各項により本件事故は解決とする。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを起立により採決します。承認第4号についてはこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてはこれを承認することに決定しました。

## 日程第5. 議案第55号

○中本正廣議長

日程第5、議案第55号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

○橋本博明町長

続いて説明させていただきます。議案第55号、工事請負契約の締結について。安芸太田町人材育成・交流センター（仮称）整備工事の工事請負契約について、予定価格が5千万円を超えるため安芸太田町の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細については、担当課長より説明をさせていただきます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

議案第55号、工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結したいので、安芸太田町の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。1、契約の目的、安芸太田町人材育成・交流センター（仮称）整備事業工事。契約の方法、随意契約。契約の金額、395,549,000円でございます。契約の相手方、広島市安佐南区西原5丁目16番6号 積水ハウス株式会社中国四国CRE事業部 事業部長 下口謙次郎。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

矢立議員。

○矢立孝彦議員

経緯を含めて3点。まず1点目、県立高等学校の寮整備ということでございますよね。財源内訳についての説明が全員協議会でございましたけれども、県立高等学校への運営にかかる整備でございますので、県のしかるべき財源支援が、これはあるというふうにはまあ期待をしておりましたが、説明では一切ないと、いうことでございましたけれども、これについての背景、経緯について説明を願います。2点目、今回の契約の相手方については、ご案内のとおりでございますけれども、コロナの関係あたりでですね、かなり地域業者の方が疲弊しておられると。こういう時期に、地域業者がたくさん

ございますけれども、そこらあたりの配慮については、この工事にかかるものについてはどうなのかということ。それから工夫をすればですね、様々な工夫をすれば、直接地域業者の方が、これは請負も含めてできる可能性の高い事業でと、事業であるというように思いますけど、そこらあたりのことを含めて地域業者への経済波及効果については、どういう考えの中で本議案に至ったのかということについて、説明願います。3点目、これまでの説明の中ではですね、まあ、安芸太田町らしい施設と言えるかどうかについては、大いに疑問があると、いうことをこれまで指摘しておりましたが、ま、財源もかなりの財源でございますから、そこらあたりの工夫がですね、いよいよ足りない、というふうに感じております。まあそういう中で、文化的なもの、歴史的なものを含めて、この施設についてやはり人、人を育てる施設でありますから、そこらあたりの工夫がもっと必要ではなかったのかと。シンボリックな建物の一つにならんとするというような哲学というものが、全然感じられないというふうに思いますが、そこらあたりについて、3点目、説明願います。以上です。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

まず初めの、県立高等学校の寮整備に関して、県の財政負担の考え方と言いますか、取り扱いについてなんですけども、こちらにつきましては、県の寮整備といいながら、安芸太田町の将来を担ってくれる若者の人材を育成していくと、いうのが大きな使命と言いますか、この施設の目的だというふうに考えておるところでございます。で、県とも、県のほうにもこのセンターの整備につきましては、情報提供は初めからずっとしておるところでございますが、県のほうのそういった制度的なものもありませんですし、今回の整備については、県のほうの財政的な負担はないということでございますが、今後、寮の運営面につきまして、県内各高等学校にこういった施設がございますので、そういったところから各、他の高等学校も含めて寮の運営について、県のほうの支援がどういう形で制度化できるかといったようなことを、内陸協の要望等を含めて、今要望をさせていただいておるところでございます。今後、その施設整備ではなく、運営のところにおいて県教委、広島県に要望なり相談を引き続きしていきたいというふうに考えております。それから2番目に、地域経済の波及でございますが、今回工事の契約をする中で、可能なものは地元のほうの業者をお願いして欲しいということ、強ちに請負業者のほうをお願いしておるところでございます。その中で、大工工事でありますとか、木工の部分、あるいは電気設備の部分等は、できるだけ地元のほうの業者を活用していきたいというふうに聞いておりますので、さらに地元の事業者を活用してもらえるように、積極的にお願いしていきたいというふうに考えております。それから3番目の、人を育てる施設としてシンボリックな施設にはできなかったかということでございますが、今回の施設整備にあたっては、まずは生徒が快適に暮らせるように、安心して暮らせるようにということ、大きなテーマとして考えておるところでございます。その安芸太田らしい部分につきましては、やはり地域の住民の皆さんと、それから高校とそれから町内の各関係機関が協力して、ソフト面のところで、せっかく安芸太田町に来られた生徒さんに安芸太田らしさを感じてもらえるような、そういったソフト面での取り組みを充実させていきたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

矢立議員。

○矢立孝彦議員

そんな事務的な答弁を聞きたい話ではない。町長。広島県においてはね、中山間地の振興条例というのがあるでしょ。それに基づく事業そのものじゃないですか、この事業は。したがって、それはどういうふうに交渉されたんかどうかわかりませんが、相談されたんかわかりませんが、こういう事業こそね、その適用をする事業として、県と交渉してやっていくべきではなかったんですかと。財源内訳の過疎債も、例えば小さくする、自己財源いうのを小さくするというのは。県もそういうふうな用意がある。特に教育施設の関連についてはですね、対象事業の内に入るとでしょこれ、中山間地の振興条例に関するもの。予算も組んでおられる。そういうところを政治的に執行部、町長なり、副町長なり、教育長が、なって出てですよ、形、体制を整えていくべきじゃないんでしょうかと。これ町長に答弁を願います。2点目、地域業者の波及効果というのはい、今説明がありましたけれども、そういう話を聞きたいことはない。うちの町の課題あるいは命題としてはですよ、地域の業者を育成していく、あるいは元気づくりをしていくというのが命題なんですよ、今。工夫をすればという言い方をしましたけれども、例えば分頭方式の集合体のもので、分散をした契約の仕方いうものができる、

例えばよ、そういう工夫いうものがなされたかどうかいうものは、ま、疑問であるということですね。したがって、十二分にこのものを精査をして、検討をして、できるだけ、4億円前後のお金をですね、地域業者へ一業者でも多く流していくというのが、執行部のこれ命題ですよ。当該会社については、あ一町内には実績があるというには思いますけれども、まあだいたい想像ができる。というようなことで、地域業者への波及効果については、どの程度内部で検討されたんか。あるいはどうしてもこれできなかったということについて、これは町長、あるいは教育長、副町長、答弁願います。安芸太田町らしさもそうですよ。今の説明もね、そりゃあまあ課長とすれば、担当課長とすればそういうに説明をする必要があろうと思いますけれども、根本的にずれておる。町のこの生きてきた安芸太田町の歴史とか文化とか、それから今度、どうしてもここへ来て、あの競争力のある施設にしたいということになるとですね、この程度の建物じゃ具合が悪いというように感じておるんですよ。石、木、水、土、これはこの町が成り立つ基礎ですよ。そういうものを具現化した建物の中でですよ、町外の生徒さんを受け入れていくと。ああ安芸太田町らしいなど。安芸太田町らしい施設であるなど。思い出深い施設で生活できるというような具現化したものをですね、提供する必要が、うちの町はある。そのことがずれておる。この点についてはどうですか。事務方は結構です。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、冒頭私のほうからまずは総括的にお答えをさせていただければと思っております。かねてより人材育成・交流センターの在り方について、議員のほうから今お話があったような、安芸太田町らしさですとか、あるいは県からのその支援ということについてもご指摘をいただきました。私共当然そういった点については、検討を重ねてきたところではございますが、まずあの県の財源支援、もちろんそういったことについても、取り組みとしてあれば当然ありがたいことではあるんですけども、現行において県内の高校、その寮の在り方についてですね、県として支援したものは一つもございません。そういった意味では、言ってみれば県の条例は条例として、そうはいいながらも高校の存立、あるいは在り方についてはですね、別途県は県として、できればそういった少ない高校については整理したいということも、当然方針としては出しておられるんだと思っております。その意味において、我々としては、むしろ何としてもこの町内に県立の高校を残したいと、そのためには町として何ができるのか、あるいは町としてどういう取り組みをするのかということも当然、県から見られているということでもございまして、そういった中で我々としては、少なくとも来ていただける方については、しっかりと町としても努力をしていく、その形が今回のこの寮の、寮を新しく作るということにつながっているのではないかと考えております。我々としてはそういった意味で、とにかくできる範囲、ご支援はいただきながら、そういった意味では運営についてのいろいろなノウハウについては当然、県のほうにもいただきたいというふうに思っておりますけれども、今回の財源ということについては、残念ながらそれはかなうことがなかったということだと思っております。続いて、安芸太田町らしさについてもご指摘をいただきました。大変、町としても大きなお金を使う事業でございますので、できればいろいろな目的を組み入れて作っていきたいということではございますけれども、一方で、それをすればするほど、ある意味お金もかかってくるお話だと思っております。我々としては、盛り込みたいことは盛り込みたいと思いつつも、まずは寮としての一番基本的な、住んでおられる皆さん方の生活、快適に過ごしていただくということを重視して、そのための寮を作るということもまずは中心に持ってくる中でですね、今のような予算の、限られた予算の中で、計画を組ませていただいたつもりでございます。むしろ議員ご指摘のことについては、当然、重要なことではございますので、これは繰り返しお話をさせていただいておりますが、運営の面において、しっかりと安芸太田町らしさということをお伝えをさせていただきたいというふうに思っております。地域業者についても同じようなこととなりますけれども、限られた財源、あるいは限られたスケジュールの中でですね、できるだけ住んでいただく皆さんの環境を整えていくという意味で、最も適切な業者を我々として選んだつもりでもございまして、ただその中でも地域業者のことも考えて、具体的に仕事の面において地域でできるものについては、しっかりと配慮していただきたいということも合わせて、お願いをさせていただいたつもりでございます。以上でございます。（地域事業者への経済波及効果について、どう考えとるか）すみません。もちろんそういった点も、重要だと思っておりますけれども、だからこそ、我々としては、この事業そのものについては、今申しあげたような会社をお願いをさせていただくわけでございますけれども、その仕事の中において、地元業者ができるものについては、できるだけ地

元業者を使っていたきたいと、いうことは別途、お願いをさせていただいているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

矢立議員。

○矢立孝彦議員

せつかくの事業でありますし、人材育成・交流センターという名前がついておるね、というようなこと。まあ3点に絞って今質疑をさせていただきましたけども、安芸太田町らしさについては、運営の面で一応検討したいと。これもこれとて不透明。現状において不透明。いずれも満足のいく答弁ではない。ということで、採決の判断をいたします。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑はありませんか。影井議員。

○影井伊久美議員

すいません。えーと安芸太田町らしさ、私もちょっと疑問に思っております。町としてのソフト面で、どういうふうな具体的にソフト面、考えておられること、現時点で、お聞きしたいと思います。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

ソフト面でございますが、現在も加計高校のほうでは、ローカルビジネスの創出というような取り組みをしております、地域のいろいろな資源を活用して商品化していったりとか、そういうアイデアをみんなで話し合っ、実現していこうといったような取り組みをされております。で、今回もキクイモの関係でそういうコンテストに応募したりとか、いうこともありましたので、そういった地域資源を活用して、地域のものを磨いていってそれを発信していくといったような取り組みを、この高校とそれからこの施設を使いながらやっていきたいということもありますし、それから国際交流の面でも盛んにやっておられますので、そういった面でも学校が使えないときには、ここの施設で国際、海外からのお客様との交流活動をやってもらったりとか、ということも指定管理者のコーディネートのもとに行っていきたいというふうに考えておるところです。それから何より、地域の人たちとの日頃の接する中で、声をかけてもらったりとか、あるいは地域での行事に高校の生徒が参加したりとか、そういったのを仕掛けていくといったような取り組みを今のところ考えております。このことにつきましては、先般の自治会のほうでもお願いをさせていただいて、じゃ協力しながらやっていこうと、いったようなお言葉もちょうだいしとるところでございます。以上です。

○中本正廣議長

はい、影井議員。

○影井伊久美議員

はい。今おっしゃられたことっていうのは、あの加計高校自体が頑張っ、取り組んでおられることだと思うんですけども、私としては、町としてどういうふうなソフト面で支援していくかをお尋ねしたいんですけども。そのへんはいかがでしょうか。

○中本正廣議長

はい、橋本町長。

○橋本博明町長

ご指摘のように、確かに加計高校の魅力アップという意味で、いろんな取り組みを実は加計高校の中でもしていただいております。加計高校を支える会の支援のもとですね、そういった取り組みをさせていただいておる。これはほんとに加計高校らしさでもあり、地域の良さでもあると思っております。で、幾分そのかぶる事業も当然あるんじゃないかなと思っております。で、それとは別に、今の話の中でも少しありましたが、例えば寮に入っ、いただく方というのは、大概が町外から来てくださる方が多いのかなと。そういった意味では、そもそも町のことを知っ、いただくためのいろんな取り組みというのが、それとは別にあるのではないかなと。例えば、町内のいろんな観光スポットを回っ、いただくということもありますし、あるいは、町内のいろんな体験活動ですね、そういったことも取り組んでいただく。これは、そういったことも当然あると思っております。ただ一方で、今言っ、ようなこと、あるいは体験活動などをですね、実は町内の高校生の皆さんも体験してないこと結構あると思うんですね。先日はカヌーとかカヤックを龍姫湖でさせていただいて、小学校の皆さん、経験いただきましたけども。そういった意味では、実はあの、寮に入っ、いただく方に対して、そう



いう取り組みをしていかなければならないと思いつつも、実はそれは寮生だけではなく、加計高校の生徒皆さんやっぴり対象にしていくべきことでもないかなということも思っておりまして、そういう取り組みをぜひ、進めたい。あるいはそういう取り組みをできるところを指定管理者として、設定をさせていただきたいと思っておりまして、ここから先は、そういった意味では、我々もそういったアイデアを出しながらも、指定管理者さんのほうも実はぜひ、そういういろんなアイデアを持つ方を選ばせていただきたいということで、具体的な話はまた、そういった意味で、指定管理者ともまた相談をさせていただきながらですね、取り組みを進めていきたいというふうに思っているところがございます。またあの、あらためて、議員の皆様の方からですね、そういったまさにその、これこそ安芸太田町らしさだといったものについては、ぜひ、我々のみならずお知恵をいただきながら取り組みをさせていただければなあというふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

影井議員。

○影井伊久美議員

すみません。わかりました。体験活動などを主にやられるっていうことで、えーとでもですね、やっぱりその、町民の困りごとを解決といいますか、やっぱり加計高校に通わせる親御さんたち、昼食に学食がないとか、やっぱりあの子どもさんたちも選ぶ基準にそれはないっていうのは、やはり外れていくいうふうなことも聞いたことがあります。そういった困りごとなどのやっぱり解決していくのが、行政の役割なんじゃないかなと私は思います。体験活動もよろしいんですけども、そういったところで食のあたりで安芸太田町を出されたりとか、ああいったことも含めて、やはりそういったことをこの場で、きちっと出していただければ、判断材料が多いのになど、私は個人的にすごく思うんです。はい。あのソフト面でもどういうことを決めて、それを取り組んでいくというのを具体的に、ほんとにあのお知らせいただければ、有難いなと思います。以上です。ありがとうございます。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

今から指定管理者の、実際の運営面のほうの計画づくりなりを、今大まかにはあるんですけども、細かなところを今から詰めていく必要があるかと思っておりますので、そのあたりの指定管理者へ要求する水準についてなどにもつきましても、固まり次第また相談させていただきながらですね、進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○中本正廣議長

ほかにありますか。はい、大江議員。

○大江厚子議員

えーっと、改めてということになってしまうんですけど、まず、契約の目的というかこの事業の名称が、人材育成・交流センターとなっていて、加計高校寮と全面的に打ち出してないっていうことがあるんですね。で、住民の人に対してもですし、そこの辺は、仮称ではあるにしても、なぜこういふことで出されているのかということと、先ほどの質問でもありましたが、ま、これ随意契約で相手方が積水ハウスということで、その辺の経過をお知らせください。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

まずあの名称につきましてですが、加計高校の寮ということも一つの大きな生徒が居住する施設ということも、大きな機能の一つではあるんですけども、合わせましてやはりそこで、生活をしながら人材育成を図り、将来的に安芸太田町に残ってくれるような生徒をそこで育成していきたいと、いうような考えもありまして、人材育成・交流センターという形で名前を、今仮称ですが、付けておるところです。寮ですと、そこで学生が生活して、食事をして通えばというような感じがあるので、そうではなくて、そこで地域の人たちと交流しながら、将来安芸太田町に一人でも二人でも残ってくれて、帰ってきてくれて、そういう施設になってほしいということでございます。それから、契約の事業者の選考でございますが、これは公募型のプロポーザルを実施しまして、3事業者が応募をされました。それで、技術提案を受けまして、いわゆるプロポーザルという形で提案の審査会を行い、今回この事業者に決定したということでございます。以上です。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

最近プロポーザルというのが多いと思うんですけど、一般に公開して競争入札みたいなことでは、こういう事業はいかないのかってということが一つと、それから人材育成・交流センター、まあ今理由を述べられましたけど、私、一番のこの目的はやっぱり寮だと思うんですね。加計高校に通う、県外、通学できない子供たちの生活を安定させて、保障するっていうのが第一の目的だと思います。その上で、人材育成と地域交流ということになると思うんですけど、それと人材育成を前面に打ち出すことが、高校生、16, 17, 18 ぐらいの生徒にとって、どうなのかなというふうなことも思うんですね。彼ら彼女らの人生、それぞれの考え方がありますから、そこで育成というのがね、町がそこを打ち出すということがどうなのかしら、ま、昔のことで言いますと私たちの時代は、そこで自治的に寮を回していたという経過もありますので、えっと町がここまで目的化するのはどうなのかなというふうにも思っています。どうでしょうか。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

契約の手法について、ご質問をちょうだいいたしました。近年はですね、やはりあの公募型指定随意契約というようなものが出ております。元来ですね、道路でありますとか、決まった形を作っていくということであれば、議員がおっしゃったようにですね、競争入札といったものを当然ながら運用しております。で、こういった、今回のようなですね、未来形の施設を作っていくとか、公園を作っていく、こういったものはやはり民間のアイデアとか活力を活用していくということで、この公募型指定随意契約方式というのがですね、国の方も推奨されているところでございます。以上です。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

人材育成、町が進める人材育成の事業において、町がそこまで子どもたちの活動というか、将来の行く道を決めてもええのかということなんですけど、いう内容ですかね。この目的としましては、やはりあの、先ほど町に残ってくれる子どもさんということを申し上げたんですけども、そればかりではなくてやはり、将来に渡って安芸太田町と関係を持ってくれる、そういった人材が必要なんではないかと、人材育成が必要なんではないかと思っております。そういう中で、先ほどから言われるようにやはり、安芸太田らしさを交流活動の中で、創出することによって、やはりずっと頭の中というか、心の中に、安芸太田町が残ってくれて、第二のふるさとのような考えを持ってくれる生徒それから大人、になっていくといったような生徒たちの育成を支援できるような、そういったセンターにしていきたいと、いうふうな考えでございます。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

そこについてはまたこれ以降、管理者の募集も入ってきますので、また討議させてください。

○中本正廣議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 55 号、工事請負契約の締結についてを起立により採決します。議案第 55 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第 55 号、工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

---

日程第 6. 議案第 56 号

○中本正廣議長

日程第 6、議案第 56 号、財産の取得についてを議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

議案第 56 号、財産の取得について（ホイールローダ除雪車（1.6m級）2台）、ホイールローダ除雪車、2台の取得について、予定価格が 700 万円を超えるため、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。詳細については、担当課長から説明をさせます。

○中本正廣議長

武田建設課長

○武田雄二建設課長

議案第 56 号について、説明をさせていただきます。財産の取得について、説明をさせていただきます。次のとおり財産を取得したいので、安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものです。1、財産の取得、ホイールローダ除雪車、1.6m級、2台。2、契約の方法、一般競争入札。3、取得金額、10,835,000 円。4、契約の相手方、広島市安佐北区安佐町大字飯室 6362 番地 2、株式会社イトー 代表取締役 伊藤滋となります。よろしくお願いたします。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 56 号、財産の取得についてを起立により採決します。議案第 56 号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって、議案第 56 号、財産の取得については原案のとおり可決しました。

## 日程第 7. 議案第 57 号

○中本正廣議長

日程第 7、議案第 57 号、令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

議案第 57 号、令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 2 号）。令和 3 年度安芸太田町一般会計の補正予算第 2 号は、5,719 万 9 千円の増額を定めるものです。今回の補正は、歳入が災害復旧に係る分担金、生活困窮者自立支援費国庫負担金、災害復旧費国庫負担金、同県補助金、頑張る中小事業者応援事業県費補助金、補助裏の町債の増が主なものです。歳出は、民生費が生活困窮者自立支援金給付に係る事務費の財源更生及び扶助費の増。農林水産業費が有害鳥獣被害防止対策事業に係る補助金の増。商工費が頑張る中小事業者応援給付金支給に係る事業費の増。災害復旧費が、町道川登勝草線、平見谷川等の災害復旧に係る工事請負費の増が主なものです。詳細については、担当課長から説明をいたします。

○中本正廣議長

三井総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

それでは、議案第 57 号、令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 2 号）について、ご説明を申し上げます。まず、第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、ご案内のとおり、こちらは歳入歳出それぞれ 5,719 万 9 千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ 80 億 2,249 万 1 千円と定めるものでございます。第 2 条は地方債の補正でございます。おそれいります一枚めくっていただきまし

て、資料1ページの第1表をご覧ください。今回の補正に対する歳入でございますが、上から分担金及び負担金で75万1千、それから国庫支出金として1,763万8千のほか、県支出金さらには基金繰入金、具体的には財政調整基金からの繰入金でございます。そして町債として、2,270万を含め、この表にお示しをする所要額をそれぞれ歳入予算として充てさせていただきます。おそれいります。もう一枚めくっていただきまして、歳出、2ページの歳出でございます。先ほど、町長からも内訳がご説明がございましたとおり、民生費、農林水産業費、商工費さらには災害復旧につきまして、こちらの表にお示ししておる所要額をそれぞれ補正するものでございます。続いて隣の3ページをご覧ください。第2表の地方債の補正でございますが、今回の補正におきましては、今回の補正におきます地方債の補正に関わるものにつきましては、おそれいります10ページをご覧いただいたとおり、町道や河川、農業施設等に係る災害復旧事業に係るものでございまして、具体には災害復旧事業債ということの起債でございまして、おそれいります3ページに戻っていただきまして、この表にあるとおり、限度額を2,270万ほど増額して対応するものでございます。地方債の補正の関係は以上でございます。それでは第1条の歳入歳出予算の補正につきまして、担当課からご説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、失礼します。それでは11ページ、12ページのほうをご覧ください。民生費のほうで、生活困窮者自立支援給付事業ということで、48万円ほど扶助費のほうを計上しております。こちらにつきましては、新型コロナウイルスの長期化に伴いまして、緊急交付資金や特例貸付が終了した世帯や再貸付が不承認とされた世帯に対してですね、自立支援金を給付するものです。今回は2世帯、3カ月間給付するもので、合計で48万円の給付を行うものです。健康福祉課からは以上です。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

同じく、11ページ、12ページ。まず、農林水産事業の野生生物被害対策事業の補正でございます。この事業につきましては、有害鳥獣による農作物などの被害防止のため、電気柵を始めとするものの補助を行っているものでございます。昨年度から被害が多かったこと、今年度から補助の見直しを行っていること、申請件数、金額も多く事業費も不足した、そういったことから100万円を補正するものでございます。同じくその下、商工費でございます。中小企業支援事業の補正でございます。今年度経済対策事業を実施し、事業者の支援を行っているところでございますが、今年度令和2年12月から3年2月までの集中対策期間における県の補助5割を利用いたしまして、安芸太田町頑張る中小企業者応援事業を、第1弾として6月21日から実施しているところでございます。歳入歳出900万、同額を補正を行うものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

建設課から災害の補正の説明をさせていただきます。ページ13、14ページをご覧ください。まず上段です。公共土木施設災害でございます。こちらいずれの災害も、7月7日から9日発生 of 梅雨前線豪雨災害により被災したものでございます。まず公共土木施設災害ですが、道路、河川それぞれ1カ所ずつの測量設計業務と復旧工事を行うため、まず委託料12,599千円。工事請負費25,499千円、補償費、電柱移転でございます。100万円の増額補正をお願いするものです。続きまして中段、農林施設費でございます。まず農地災害復旧事業、災害名は同じでございます。こちら農地1カ所、測量設計業務、復旧工事を行うため委託料、753千円。工事請負費、2,999千円の増額をお願いするものでございます。続きまして下段でございます。農業施設災害、災害名は同じでございます。こちら農業用水路、1カ所。こちら測量設計業務、復旧工事を行うため委託料、87万円。工事請負費、299万円の増額補正をお願いするものでございます。よろしくお願いたします。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 57 号、令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 2 号）についてを起立により採決します。議案第 57 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第 57 号、令和 3 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決いたしました。

---

○中本正廣議長

以上で本日の日程は全部終了しました。これで会議を閉じ、令和 3 年第 4 回安芸太田町議会臨時会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午前 11 時 56 分閉会

---